

改正案	現行
<p>(資金の運用)            第十六条 (略)</p> <p>2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。次項において同じ。）への預託</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(資金の運用)            第十六条 基金の業務上の余裕金の運用は、次の方法により行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>四 (略)</p> <p>2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。</p> <p>一 信託会社等への信託</p> <p>二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。次項において同じ。）への預託</p> <p>3・4 (略)</p>